

あおぞらケアプランステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社 レークイースト（以下、「本会」という）が設置運営するあおぞらケアプランステーション（以下、「事業所」という）が行う居宅介護支援事業（以下、「本事業」という）の適正な運営を確保するため必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の状況、その他その置かれている環境等に応じて本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者および介護保険施設等との連絡調整その他を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努める。

2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスや事業者の連携を得て、総合的かつ効果的な介護サービス計画に基づいて介護サービスが提供されるよう配慮して行う。

3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4. 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

5. 上記の他「東近江市指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準」を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 あおぞらケアプランステーション
- (2) 所在地 滋賀県東近江市平松町497番地1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 あおぞらケアプランステーション（以下、「事業所」という）に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者： 1名（主任介護支援専門員）

管理者は、本所の介護支援専門員その他の従業者の管理、本事業の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従業者がこの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員： 1名以上

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、要介護者等の希望を踏まえた計画を作成し、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う。

(3) その他の補助職員：利用者の状況に応じて配置する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、本会の就業規則に準じて定めるものとする。

(1) 営業日は、通常月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間は、午前9時00分から午後5時00分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援事業の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 : あおぞらケアプランステーション相談室

(2) 使用する課題分析表の種類 : 居宅サービス計画ガイドライン方式

(3) サービス担当者会議の開催場所 : 原則、利用者宅とする。

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 : 最低1ヶ月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ訪問する。

(5) 利用者等への情報提供 : 居宅サービス計画作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた選定理由の説明を求めることが可能であることの説明を行い、理解が得られるよう文書の交付の際には理解されたことについて利用申込者から署名を得ることとする。

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用者の負担はない。

2. 通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合、次の額を徴収する。
 - (1) 通常の事業実施地域を超える地点を起点として100円／1kmとして計算した額
 - (2) タクシーを利用した場合は実費負担
3. 介護報酬の告示以外の費用については、個人負担とし次の額を徴収する。
 - (1) 証明書等発行に伴う費用
 - (2) 申請代行に伴う費用
 - (3) 記録等複写に伴う費用
4. 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業実施地域)

第8条 通常の実施地域は、東近江市、愛荘町、犬上郡とする。

但し、当事業所の利用をご希望される方については、ご相談のうえ対応する場合がある。

(守秘義務)

第9条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 3 サービス担当者会議等に対し、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(苦情処理)

第 10 条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

2 提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼または市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

3 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

(緊急事故等発生時の対応)

第 11 条 利用者に対するサービスの提供により緊急事故等が発生した場合は、速やかに利用者家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行う。

(虐待の防止)

第 12 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を行なう。

1 事業所内における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を介護支援専門員に周知徹底を図る。

2 事業所内において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催する。

3 前号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を設置する。

(感染症予防、まん延防止の対策)

第 13 条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

1 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会をおおむね 6 月に一回以上開催するとともに、その結果を介護支援専門員に周知徹底を図る。

2 事業所は、介護支援専門員に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 14 条 事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(「業務継続計画」という。)を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

1 事業者は、介護支援専門員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。

2 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 15 条 本事業の社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2. 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の機会を確保する。

3. 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努める。

4. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社レークイーストが別に定めるものとする。

5. 請求関係書類及び記録類は、居宅介護支援終了後 5 年間保管する。

(付則)

この規定は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

一部変更し、平成 25 年 9 月 16 日から施行する。

一部変更し、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

一部変更し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

一部変更し、平成 30 年 11 月 19 日から施行する。

一部変更し、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

一部変更し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

一部変更し、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。